

# 市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策

## 1. 対応策の検討過程

### ■ 議論の契機

- 大阪府市町村国保特別会計（以下「市町村国保特会」という。）における令和5年度決算において、単年度赤字となる団体が大幅に増加した。要因を分析したところ、納付金算定における所得等の推計値と実績値との乖離による納付金財源の過不足が一因となっていた。当該過不足は、市町村に帰責事由のない制度上生じ得る課題であり、経年で平準化される仕組みとなっている。
- 一方で、この過不足を起因として、大阪府国民健康保険財政安定化基金（以下「府基金」という。）から貸付を受け、償還財源を確保するために統一の保険料率への上乗せが生じることは、市町村に帰責事由がないにもかかわらず、当該市町村の被保険者に保険料負担を課すこととなり、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から望ましくないものである。
- そのため、第100回財政運営検討ワーキング・グループ（令和6年12月開催）において、**対応の必要性を大阪府と市町村の共通認識**とし、当該事態への対応策に係る検討を進めることとした。

### ■ 議論の経過

- 第101回（令和7年2月開催）から第107回（令和7年9月開催）の財政運営検討ワーキング・グループにおいて、対応策の検討を行った。検討にあたっては、委員の意見等を踏まえ、事務局において複数パターンの計算方法を試算し、アンケート等を通じて全市町村から試算結果に対する意見をいただきなど、**市町村の意見を反映しながら**、対応してきたところ。
- その中で、対象範囲については、公平性の観点から全市町村を対象にすべきという意見と、全市町村を対象にすると保険料への影響が過大であるという意見に分かれた。また、計算方法については、市町村が使用するシステムの仕様上、抽出不可能なデータが存在するため、いずれの計算方法も理論値にならざるを得ず、妥当性の判断が市町村によって異なることによって意見が分かれた。そのため、対応策を拙速に決定すべきではないといった意見も散見された。
- このような状況を踏まえ、第106回財政運営検討ワーキング・グループ（令和7年8月開催）において、本年度における決定は見送り、保険料への影響や市町村国保特会の状況等を考慮し、今後の継続課題として、慎重に検討した上で、決定することとした。一方で、喫緊の課題として、令和6年度に**府基金から借入を行った高石市において統一保険料率への上乗せが生じ、府内統一保険料率が崩れる事態を回避する必要があることについて**は、**全市町村の共通課題であること**から、まずは**令和6年度**の市町村に帰責事由のない赤字額に対し、**緊急回避的対応**を実施することを、**財政運営検討ワーキング・グループとして決定**した。
- 併せて、**令和7年度以降分**については**引き続き検討を行う**ことから、決定に時間を要することが想定されるため、当該対応策が決定するまでの間は、**令和6年度分**に対して実施する**緊急回避的対応をセーフティーネットの仕組みとして、引き続き、運用することを決定**した。

# 市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策

## 2. 令和6年度の市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策（まとめ）

○ 財政運営検討ワーキング・グループにおける検討結果は以下のとおり。

検討事項	検討結果	決定回
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府が行う納付金算定において用いる3要素（所得・被保険者数・世帯数）の推計値と、実績値との乖離により生じる「市町村に帰責事由のない赤字・黒字」は、制度上生じ得るものであり、経年で平準化される仕組みとなっている。</li> <li>一方で、「市町村に帰責事由のない赤字」により、府基金から貸付を受けた市町村が、償還財源を確保するために、<u>統一保険料率に保険料率を上乗せする事態が生じることは、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から絶対に回避しなければならない最重要課題</u>である。</li> <li>よって、当該課題に対応するため、3要素の推計値と実績値との乖離により生じる「市町村に帰責事由のない赤字」を補正することにより、「市町村に帰責事由のない赤字」が経年で平準化される<u>制度上の仕組みを部分的に補完（前倒し）</u>し、<u>当該事態が生じ得る市町村の財政運営の安定化を図る</u>もの。</li> </ul>	第107回 〔令和7年 9月開催〕
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>「市町村に帰責事由のない赤字・黒字」は、「3要素（所得・被保険者数・世帯数）の乖離による赤字・黒字</u>（3要素の実績値ベースで算出した<u>補正後納付金額</u> – 3要素の推計値ベースで算定した<u>納付金額</u>）として定義する。</li> </ul>	第102回 〔令和7年 5月開催〕
対象年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料水準完全統一後である<u>令和6年度以降</u>とする。（=令和6年度以降の市町村に帰責事由のない赤字・黒字を対象とする。）</li> </ul>	第101回 〔令和7年 2月開催〕
対象範囲	<p>計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度を対象とする補正後納付金額の計算方法は、<u>「（調定額 + 軽減額・減免額）× 標準収納率」</u>とする。</li> </ul> <p>対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>令和6年度</u>の市町村に帰責事由のない赤字・黒字については、本対応策の趣旨を踏まえ、統一保険料率を維持するための緊急回避的・最優先事項として、<u>府財政安定化基金</u>から貸付を受けている市町村に限定し、<u>市町村に帰責事由のない赤字のみを補正</u>する。</li> <li>その上で、市町村に帰責事由のない赤字への対応策として、対象範囲を全市町村とすることのは非等については、継続課題として、今後、引き続き検討を進めていくこととする。</li> </ul>	第107回 〔令和7年 9月開催〕
実施年度	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>対象年度の翌々年度から実施</u>（例：令和6年度の市町村に帰責事由のない赤字への対応は令和8年度に実施）する。</li> </ul>	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>府2号繰入金を財源にした</u>国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）の交付により対応する。</li> </ul>	

# 市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策

令和6年度分に対し実施する緊急回避的対応の考え方等についての整理

## (1) 本対応策実施に伴う市町村条例改正の要否についての考え方

### [疑義事項]

- ・市町村国保条例における保険料の基礎賦課総額にかかる規定において、歳出項目に府基金への償還費用がある一方で、その財源となる府2号繰入金については歳入項目から除く規定となっているため、条例改正をしなければ本対応策を実施できないのではないか。

- 上記疑義事項を踏まえた条例改正の要否について、本対応策の検討と並行して国と確認・調整を図ってきた結果、国から示された正式見解は以下のとおり。

### [国の見解]

- ✓ 償還に要する費用を保険料以外で賄うことは、算定省令及び国保法施行令に反しない。
- ✓ 算定省令上、市町村標準保険料率の算定にあたっては、当該市町村に係る償還に要する費用を保険料に含めることを標準として考えているが、保険料以外の財源による償還を見込む等により、市町村標準保険料率の算定過程に償還に要する費用の額を見込まない（0円）とすることは問題ない。

- 本対応策については、府2号繰入金を以て、償還費用の財源に充当するスキームとなっている。
- 上記のとおり、償還費用について保険料収入以外を財源とする場合は、市町村標準保険料率の算定に係る歳出項目において償還費用を歳出項目に計上しないことは、法令に反するものではないとの国の見解が示されたことから、本対応策に対する条例改正は不要であり、現行条例に基づき対応可能。

## (2) 市町村間の公平性の観点についての考え方

- 令和6年度分に対し実施する緊急回避的対応は、府基金から貸付を受けた市町村を対象に、貸付を受けた年度の市町村に帰責事由のない赤字の額を、府2号繰入の交付により補正することで、統一保険料への上乗せを回避する、**府内全市町村が対象となるセーフティネットの仕組み**である。

## (3) 府国保運営方針への記載についての考え方

- 対応策については、引き続き記載の必要性をあわせて検討していく。

## 【令和6年度分に係る今後のスケジュール】

時 期	内 容
令和7年度	・令和6年度の市町村に帰責事由のない赤字・黒字の額の確定にあたり、計算に用いる基礎データの最終確認のための照会を実施。
	・令和8年度の納付金算定において、都道府県繰入金（2号繰入金）から、高石市の令和6年度の市町村に帰責事由のない赤字の額を減算。
	・市町村主管課長会議（1月）において、全市町村の令和6年度の市町村に帰責事由のない赤字・黒字の額の確定値を提示。
	・令和8年度保険給付費等交付金特別交付金交付基準（案）について、財政WGにおいて検討した上で、広域化調整会議で決定。
令和8年度	・令和8年度保険給付費等交付金特別交付金交付基準を公布。同交付基準に基づき、保険給付費等交付金特別交付金を年度末までに高石市に交付。

# 市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策の検討について

## 3. 令和7年度以降の市町村に帰責事由のない赤字に対する対応策に係る検討事項

- 財政運営検討ワーキング・グループにおける整理結果は以下のとおり。

検討事項		検討の要否（○：要、△：必要に応じて検討、×：不要）
趣旨	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>第107回財政運営検討ワーキング・グループ（令和7年9月開催）で決定した趣旨は、貸付を受けた市町村が償還財源確保のために統一保険料率を上乗せすることを緊急的に回避することを最優先事項としていることから、全市町村に対象範囲を拡大する場合は趣旨の変更が必要。</li> </ul>
定義	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村に帰責事由のない赤字・黒字」の定義は、対象範囲の拡大の影響を受けない。</li> </ul>
対象年度	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料水準の完全統一以降（令和6年度以降）を対象としたことから、対象範囲の拡大の影響を受けない。</li> </ul>
対象範囲	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>2の計算方法については、一定の検証を踏まえて決定したものの、令和6年度の計算結果だけをみると、全市町村に対象範囲を拡大した場合には保険料への影響が大きいことから、引き続き、経年比較等により、妥当性も含めた検証が必要。</li> </ul>
	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に対象範囲を全市町村に拡大することを求める意見等もあることから、令和7年度以降の市町村に帰責事由のない赤字・黒字については、対象範囲を全市町村に拡大することの是非等も含めて、令和7年度以降の市町村国保特会の決算状況等も踏まえ、引き続き検討。</li> </ul>
実施年度	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施年度を「対象年度の翌々年度」から「対象年度の翌年度」に変更すると、計算に必要な実績データの不足や、対応が重なる年度が生じるため。</li> </ul>
実施方法	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>府財政安定化基金の貸付の有無等の市町村個別の事情に着目し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）により対応することとしたため、将来的に対象範囲を拡大する場合は、実施方法の検討が必要。</li> </ul>
その他	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度以降、緊急回避的対応の対象となった場合において、府基金からの貸付額が当該年度の帰責事由のない赤字の範囲を超過する場合も考えられることから、令和6年度以降の市町村に帰責事由のない赤字・黒字の累積額も考慮すべきとの意見があるため、考慮の是非も含めて検討が必要。</li> </ul>

### 【令和7年度分に係る今後のスケジュール】

時 期	内 容
令和8年7～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度の決算状況等を踏まえ、令和7年度以降の市町村に帰責事由のない赤字・黒字への対応策（令和9年度以降実施分）について、3の事項を検討。</li> </ul>